

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2015.11.1 No9



集落営農の未来は、自分たちの手で!

大曲地域・小貫集落の営農組合で頑張っている二人、高橋 一也さん(左)と高橋 将さん(右)です。

春の田植え作業45ヘクタール、夏は無人ヘリコプターの防除作業、秋は稲刈り終了後大曲・小貫地区の大豆刈り取り作業を、収穫適期に合わせて40ヘクタール以上を受託しています。

若い農業者が不足している今、地域農業を支える心強い担い手・後継者の二人です。

追伸：お嫁さん募集中です!



管内農業者等のご紹介

農事組合法人

かわのめ

大曲地域、大曲西道路の南側を主なる農地としている川目地区は、戸数11戸、内農家戸数72戸、平均所有面積は約1haの兼業農家が大半を占める集落です。戦後から続いた「結い」組織が機械化が進むにつれ、共同購入、共同作業体が発展して生産組合が組織されたところです。平成11年秋に30ha規模のミニライスセンターを建設。当初18haほどの利用者しかおりませんでした。年々利用者面積も



川目メロン「秋田甘えんぼ」

増え、平成15年には稼働目標を超える利用率となっていました。徐々にではありますが、担い

手（認定農業者）への農地の集積も進み、春から秋の一貫作業体系が確立しはじめた平成19年3月、戦後の農政大改革と称される品目横断的経営安定対策を契機に、これまでの任意生産組織から、「農事組合法人かわのめ」の立ち上げに至りました。

これまで、生産調整（減反）も個別対応で単純休耕地が多く、バラ転が当たり前でしたが、大豆と露地野菜の栽培に取り組み、加工米との組み合わせで何十年も作付けされていなかった農地を復旧し、現在は特別な事情が無い限りほとんどの農地に作付けをしております。

また、平成21年から盆用小菊の露地栽培にも取りかかり、JA出荷と合わせ、お盆直前に地元販売を行い、近隣のお墓に私共の小菊が多く供えられるようになってきました。

さらに、県主体の夢プラン事

業を活用し、パイプハウスを順次増設して、ハウスメロンと葉菜類の栽培に取り組みました。特に近年評判のメロンについては、法人立ち上げの目玉商品として、当初ハウス1棟300株を普及員の指導により初挑戦、その栽培マニュアルを懸命に勉強したものでした。

その成果が結実した現在では、高級感もあり甘くておいしいマスクメロンが手に入るとの口コミのおかげで、年々予約注文が増え続け、9年目の今年は9倍の2,700株の植え付けをしました。ただ、定植したとはいえ、全てが順調に生育するとは限らず、毎年難しい課題を抱えているのが現状です。



作業風景

私共に委託して下さる農地も年々増え続け、現在の作業面積は設立当初の2倍近くなり、その分施設・設備の拡充と農機具の大型化、作業機械の多様化を図っております。

今後米作りを主体とした経営に変わりはありませんが、稲作プラス他作物を考えると、限られた労力と時間ですので、なるべく管理作業が重複しないよう工夫し、がんばっています。「秋田甘えんぼ」一度食べたらやみつきになりますよ！

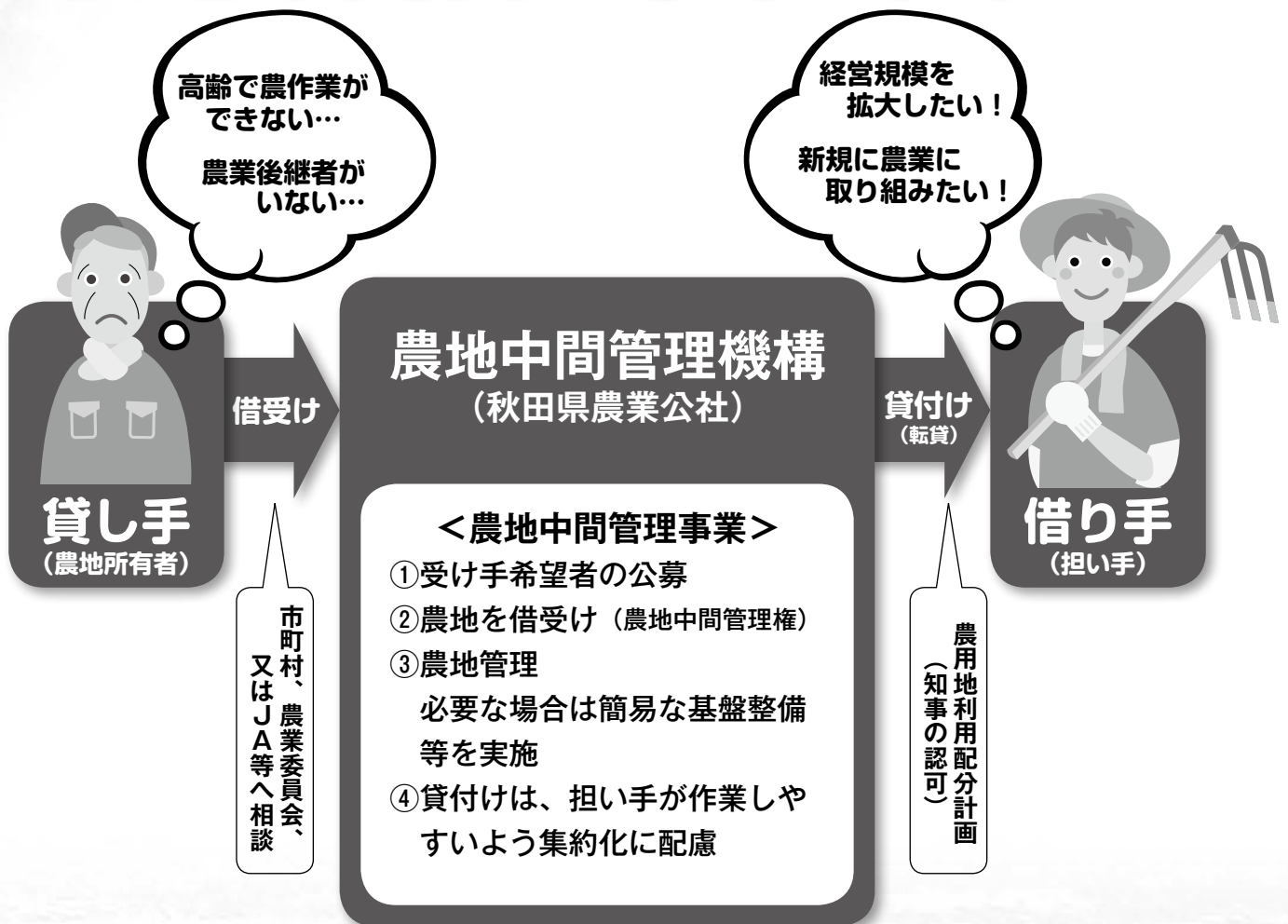
農事組合法人かわのめ

代表理事 渡邊 敏雄



ハウス内風景

農地中間管理事業の仕組み



公社が借受ける農用地等について

- 機構が借受ける農用地等は、農業振興地域内に限ります。
- 借受期間は、原則10年以上とします。
- 機構は、簡易な基盤整備事業を支援します。
機構へ10年以上の期間で貸付けのあった農地については、借り手の希望により、畦畔除去や暗渠排水といった簡易な基盤整備事業を実施できます。
- 再生が著しく困難な遊休農地や、借り手がなかなか見つからない又は所有権以外の権利が設定されている農地は借入れできない場合があります。

お問い合わせ先

- 公益社団法人秋田県農業公社 (TEL : 018-893-6223)
- 大仙市役所農林商工部農林振興課 (TEL : 0187-63-1111)
各地域の支所農林建設課
- 大仙市農業委員会事務局 (TEL : 0187-72-4611)

※なお、相対の賃貸借等の権利移動の許可申請 (農地法、農業経営基盤強化促進法) は、従来どおり農業委員会事務局及び各分室で受け付けております。

今年度も 農地パトロールを 実施します！

■適切な農地の管理を心がけましょう

農業委員会では、今年度も耕作放棄地等の発生を防止するため、農地パトロールを10月～11月にかけて実施します。

パトロールの重点項目は、

- ①遊休農地の実態把握
- ②農地の違反転用の早期発見
- ③農地への不法投棄等の早期発見

などで、不適切な農地管理者へは是正指導等をする場合があります。



大仙市全域を対象に 別段の面積(下限面積)を 10aに設定!!

農地の権利を取得する際、農地法では下限面積を50aとしております。しかし、農地法の改正により、地域の実情に合わない場合は農業委員会の判断で別段の面積を設定出来ることになっています。

大仙市農業委員会では、平成25年7月1日から、西仙北地域、協和地域、南外地域の別段の面積を10aにしていますが、さらなる新規就農者の受入の促進や農地の有効利用を図る観点から、平成27年4月1日より管内全域を10aとしました。その結果農地の権利取得は10aから可能になりました。

「農業委員会等に関する法律の 一部改正等の概要について」

農業委員会等に関する法律の改正案が国会で可決され、平成27年9月4日に公布されました（平成28年4月1日施行）。今回の改正では、農業委員の選出方法や組織構成などが大きく変わっています。今回の改正の主な内容は以下のとおりです。

項目	内容
農業委員の選出方法等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村長の任命制 ・選挙による選出から、議会の同意を得て、市長が任命する。（市長は、あらかじめ委員候補者について地域からの推薦を求め、また募集を行う） ・議会推薦・団体推薦による選任制は廃止。 ・農業委員の過半は、原則として認定農業者。
『農地利用最適化推進委員』の新設	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者から『農地利用最適化推進委員』を委嘱する。 選出方法は農業委員と同様。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会の事務の実施状況をインターネット等で公表。 ○農業生産法人の要件（議決権要件及び役員の農作業従事要件）の緩和等

※なお、現行農業委員は任期満了（平成29年7月30日）まで継続するなどの経過措置が設けられます。



改正農業委員会法のポイント

4月から施行される改正農業委員会法の政省令（案）が公表されました。そのポイントについてご紹介します。

(1) 農業委員の過半数を認定農業者にする ことの例外

改正農業委員会法では、農業委員の過半数を認定農業者とするとありますが、地域によって認定農業者の数にはばらつきがあるため、例外が設けられます。

「農業委員会の区域内の認定農業者数が、農業委員の定数の8倍を下回っている場合」に認められ、次に該当する方を選出します。

- 農業委員の過半数が、認定農業者及びそれに準ずる者（認定農業者のOB、認定就農者、集落営農組織の役員等）で、議会の同意を得ること
↓それでも難しい場合↓
- 農業委員の少なくとも4分の1が認定農業者及びそれに準ずる者で、議会の同意を得ること
↓それでも難しい場合↓
- 農林水産省の承認を得ること

(2) 農地利用最適化推進委員を委嘱しない ことのできる市町村

市町村農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）を委嘱することとなりますが、次のいずれにも該当する場合は、推進委員を委嘱しないことが出来ます。

- ①市町村の区域内の遊休農地率が1パーセント以下であること
- ②担い手に対する農地の集積率が70パーセント以上であること

(3) 農業委員及び推進委員の定数の基準

農業委員、推進委員の定数は、市町村の条例により、次の基準（①②及び表）で上限を定めるこ

ととなります。

①農業委員の定数の上限

- a) 推進委員を置く委員会は、現行の半数程度
- b) 推進委員を置かない農業委員会は、現行の定数とほぼ同数とする

②推進委員の定数の上限

現場における農地利用の最適化の推進のための活動が支障なく行える程度に推進委員を配置できるよう、農業委員会の区域内の農地面積100ヘクタールに一人の割合で推進委員を配置できる

区 分		改正後の上限	現行の上限
(1)次のいずれかの農業委員会 ①農業者数が1,100人以下 ②農地面積が1,300ha以下	推進委員を委嘱する場合	14人	20人
	委嘱しない場合	27人	
(2)(1)及び(3)以外の農業委員会	推進委員を委嘱する場合	19人	30人
	委嘱しない場合	37人	
(3)農業者の数が6,000人を超え、かつ農地面積が5,000haを超える農業委員会	推進委員を委嘱する場合	24人	40人
	委嘱しない場合	47人	

(4) 農業委員・推進委員の推薦・公募等

農業委員と推進委員の推薦・公募は同時に行うことができ、この時、一人が農業委員・推進委員両方の候補者となることや、推進委員については複数の区域について同時に候補者となることができます。

推薦・公募の期間はおおむね1カ月です。



■ 賃貸借の存続期間は

Q 民法には、賃貸借の存続期間は、二〇年を越えることができないという規定があります。したがって、賃借している農地は二〇年以上たてば、賃借人は無条件に返還しなければならぬのだという人がいます。本当にそうでしょうか。

A 一般に、賃貸借には五年契約、一〇年契約（定期契約）と、とくに期間の定めがないもの（不定期契約）とがあります。民法で定めているのは、定期契約で定める期間が二〇年を越えることができないという趣旨であります（第六〇四条）から、賃貸借の更新により賃貸借関係が二〇年以上継続することは差し支えありません。

農地の定期賃貸借については、原則として、貸主が契約期間が満了する一年前から六か月前までの間に、賃貸借の更新をしない旨の通知をしないときは、法律上契約期間の満了の時に従前と同一の条件でさらに賃貸借をしたものとみなされます（農地法第一七条）。このことを、賃貸借の法定更新といいますが、更新後の賃貸借は期間の定めがないものと

なります。

なお、貸主が、契約期間の満了に際して、賃貸借を更新しない旨を通知するには、あらかじめ知事の許可を受けてからしなければなりません。ただし、契約期間が一〇年以上である定期契約の更新をしない旨の通知は、知事の許可が不要です（農地法第一八条第一項）。

また、不定期契約の賃貸借については、貸主が解約の申入れをしない限り、いつまでも賃貸借が継続することになります。この場合にも、あらかじめ知事の許可を受けてから、解約の申入れをしなければなりません。ただし、合意解約でその合意の成立後六か月以内に賃借地が返還されることが書面で明らかかなものは、知事の許可が不要です（農地法第一八条第二項）。

いずれにしても、前に述べたような適法な返還請求がなされない限り、賃貸借は継続することになり、その継続期間が事実上二〇年を越える場合がでてきますが、それは差し支えありません。農地改革前からの賃借地は、すべてこのような賃借地に当たりません。

さらに、平成二二年の農地法の改正では、農地又は採草放牧地についての民法の二〇年の規定を五〇年としました（農地法第一九条）。

※但し、「農業経営基盤強化促進法」により契約した場合は、法定更新の制度は無く期間満了時で自動的に返還となります。

農業委員会へのお問い合わせは

- 事務局（神岡支所内）… 0187-72-4611（直）
- 大曲分室 …… 0187-63-1111（代）
- 西仙北分室 …… 0187-75-2966（直）
- 中仙分室 …… 0187-56-2325（直）
- 協和分室 …… 018-892-3694（直）
- 南外分室 …… 0187-74-3001（直）
- 仙北分室 …… 0187-63-3003（代）
- 太田分室 …… 0187-88-1115（直）

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可（農地法第3条）	毎月20日	総会終了後 1週間以内
農地転用の許可（農地法第4・第5条）		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日（毎月10日以降）後 1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後 1～2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等

農業経営意向調査に御協力ください

大仙市農業委員会では農地台帳の整備と管内農地の集積をより一層図るため、農地の確認と農業経営意向調査を実施いたします。

平成27年度は10a以上の農地を経営している大仙市内農家を調査対象といたします。

調査内容は簡単なアンケート形式です。調査票を対象農家へ11月中に郵送いたします。調査票に農地の確認や今後の農業経営の意向について御記入のうえ、同封の返信用封筒(切手不要)でお送りください。

- 調査内容は以下のとおりです。
- ① 今後の農業経営について
専業、兼業、農業を辞めた
い等
 - ② 今後の経営計画について
規模拡大したい、現状のま
ま、規模を縮小したい等
 - ③ 規模拡大の意向について
借りる・買う・作業受託や
拡大面積等

④ 農地を貸す相手方の希望
について
農地隣接の農家・集落内の
農家・隣接集落の農家・農
地中間管理機構等

二 農業委員会の広報やホーム
ページで公開しても良い貸付け
希望農地について

三 農地台帳の記載内容の訂正に
ついて

※ 本調査で回答いただいた内容
は、農地台帳の整備および農地
集積についての資料以外には使
用しません。

調査対象の農家で調査票が届
かなかった場合には農業委員会
事務局、各分室まで御連絡をく
ださい。



農業委員名簿

地域	氏名	住所	地域	氏名	住所
大曲	松本 久明	大曲戸巻町	中仙	高橋 章夫	長野字狐塚
大曲	渡邊 敏雄	川目字町東	中仙	伊藤 俊雄	上鷲野字新関
大曲	河越 昭夫	藤木字谷地	中仙	佐藤 誠悦	豊岡字古川端
大曲	石橋まゆみ	新谷地字上台	中仙	細谷 精悦	清水字野口田中
大曲	小松 憲司	四ツ屋字榎田	協和	鈴木 正雄	協和下淀川字中里
大曲	井上 時雄	内小友字山根	協和	加藤 孝悦	協和峰吉川字岩瀬
大曲	三浦 功	花館字下大戸	協和	加藤 末道	協和小種字福部羅
大曲	小松 亥佐夫	内小友字宮林	協和	茂木 靖雄	協和稲沢字垣ノ根
大曲	佐藤 昇	角間川町字前田	協和	加藤 久孝	協和船岡字上一ノ渡
大曲	伊藤 隆康	高関上郷字中貫	南外	佐藤 吉男	南外字下袋
大曲	高橋 勝範	下深井字樋渡道の上	南外	伊藤 正照	南外字湯神台
大曲	判田 勝補	大曲西根字小館	南外	今野 純子	南外字大畑深山
神岡	石山 礼蔵	北橋岡字北橋岡	南外	佐々木 茂治	南外字無尻橋
神岡	渡部 忠行	神宮寺字中瀬古川敷	南外	伊藤 又エ門	南外字下木直
神岡	黒川 雄一	神宮寺字字留井谷地	仙北	小松 伸一	横堀字佐野
神岡	齊藤 亘	神宮寺字大浦	仙北	高橋 鶴松	横堀字南福嶋
西仙北	菅原 廣太郎	土川字大野前田	仙北	小松 強	堀見内字東谷地村
西仙北	田口 繁	寺館字常野	仙北	齋藤 久人	戸地谷字嶋田
西仙北	佐々木 忠永	北野目字北野目	太田	高橋 剛	太田町三本扇字篠沢
中仙	田村 誠市	豊川字堂ノ前	太田	長澤 信徳	太田町駒場字羽黒堂
中仙	岩田 長市	鍵見内字小鳥田	太田	泉 芳博	太田町齊内字南台
中仙	信田 浩則	豊岡字谷地	太田	小松 一男	太田町東今泉字中村
中仙	鈴木 清敏	豊川字熊ノ堂			



佐々木 慧 委員

(西仙北地域選出) ご逝去

佐々木慧委員が、去る九月二十七日
逝去されました。
心からご冥福をお祈りします。

※佐々木慧委員の担当地区であった「大沢郷地区」は、
田口繁委員及び佐々木忠永委員が引き継ぎます。

農業者年金相談コーナー

Q 農業者年金の加入を考慮していますが、申し込み窓口等、新制度への加入手続きは、どうすれば良いのですか。

A 一、新制度は、すべて任意加入制度となるために、農業者自らが基金に申し込むことによって加入することが出来ます。
 (その申出をした日に、農業者年金の被保険者資格を取得します。)

二、加入手続きについては、通常加入の場合は「農業者年金通常加入申込者」を、政策支援加入の場合は「農業者年金政策支援加入申込書」を、旧制度の手続きと同様に農業協同組合に提出して頂くこととなります。

Q 自分の支払った保険料を農業者老齢年金として受給する要件は何ですか。

A 年齢要件のみであり、65歳到達により年金が受給できます。また希望により60歳〜64歳

の間で繰り上げて請求することも可能です。なお、農業者老齢年金は積み立てた金額に応じてその額が決定されるものであり、保険納付期間等に係る要件はありません。

農業者年金に加入しましょう



農業者年金は老後生活をがっちりサポートします！

農業者年金は、農業者の「老後生活の安心と安定」を図るために創設された制度です。農業者年金加入で老後の備えをより充実させませんか。

農業者だけが加入できる、多くのメリットがあります!!

- 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金です!
- 終身年金で80歳までの保障付です!
- 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象!
- 手厚い政策支援で保険料の国庫助成があります!

※詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。

●一般的な場合です。(様々な条件により支給額は変わります)

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額(年額)の試算~

加入年齢	納付期間	運用利回り2.5%の場合		運用利回り3%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	81万円	69万円	89万円	76万円
30歳	30年	54万円	46万円	58万円	49万円
40歳	20年	32万円	27万円	34万円	28万円
50歳	10年	14万円	12万円	15万円	12万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%及び3%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の12年間(H25まで)の運用利回りの平均は、年率2.53%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成27年度は0.75%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

平成二七年は忘れ難い年となるでしょう。

編集後記

七月の大雨で齊内川の決壊、九月に関東東北豪雨による河川の決壊で収穫間近の作物被害、同じ農家として心が痛みます。自然の猛威にさらされ人間の無力さを痛感させられます。被災された方々に対し、衷心よりお見舞い申し上げます。気候や環境の変動の影響を受けながらも、農家はがんばっています。

さて、我々に関する問題としては九月には農業委員公選制廃止の法案改正、農協法の一部改正、取分け国民の半数以上反対する安保法案の強行採決、TPP大筋合意！
 「一将功成りて万骨枯る」

小松 一男
 (太田地域)
 広報専門委員長

全国農業新聞

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!
 『全国農業新聞』
 農家のための情報誌
 ◆発行日 週一回(金曜日)
 ◆発行元 全国農業会議所
 ◆購読料 月700円
 [送料、税込み]
 ○お申込みは、農業委員会事務局及び各分室まで



大仙市 農業委員会だより【第九号】

発行/大仙市農業委員会

〒019-11701
 秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集/大仙市農業委員会広報専門委員会
 TEL0187(72)4611
 印刷/株式会社三森印刷